

2023年 6月13日

北九州地区電協組連絡協議会
会長 川端 喜美男 様

九州電力送配電株式会社
北九州支社 配電部
配電建設グループ長 小西 光則

臨時工事における引込小柱建柱不可能時の当社柱への捕縛申請方法の一部見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記申請方法につきましては、これまで臨時工事の供給申込みを行う前に小柱捕縛許可申請書（以下、申請書）を当社（QSS）へ持参の上、申請頂いておりましたが、電気工事店さまの利便性向上を目的に今回申請方法の一部見直しを行いますのでお知らせいたします。

敬 具

記

1 小柱捕縛申請に関する当社の基本的な考え方（変更なし）

- 臨時工事においては、内線規程に基づき「引込小柱の単独建柱が原則」となっています。しかしながら、臨時工事箇所が道路などにおける舗装等の真にやむを得ない理由により、引込小柱を単独建柱が出来ない場合に限り、配電担当箇所にて小柱や分電盤などの施工方法や保安面を確実に審査し、問題がないと判断された場合、当社柱への引込小柱の捕縛を認めることとしています。

2 捕縛申請方法の見直し内容について

見直し前	見直し後
・臨時工事の供給申込みを行う前に申請書を当社（QSS）へ持参の上、申請	・左記の申請方法に加え、 <u>託送ネットへの申請書添付での申請も可能</u> とする ※これまで通り当社持参での申請も可

3 移行期間

- 2023年6月30日までを移行期間とし、2023年7月1日より完全移行予定

4 添付資料

- 臨時電灯・電力申込みに伴う九電送配柱への小柱捕縛許可申請書（今回一部見直し）

以 上